



### 国頭村農業振興補助金

【事業内容】 農業の振興を目的に、農業経営者の肥料や農薬などの購入費の一部を支援します。

【条件】 ①国頭村に住所又は、事務所があること  
②前年の農作物等の販売収入が20万円以上あること  
③自己所有又は利用権設定を行っている農地があること  
新規就農者については、お問合せください。

【受付期間】 令和5年度随時受付します。

【利用上限額】 60万円まで（認定農業者はその限りではない）

区分	補助率	区分	補助率
有機肥料 (緑肥・有機由来、天然由来等含む)	40%以内	農薬(除草剤含む)	25%以内
化学肥料	10%以内	土壌改良材	30%以内

### 耕作放棄地解消支援事業

【事業内容】 耕作放棄地を解消し農地の拡大を図る農業経営者等へ費用の一部を支援します。

【対象者】 耕作放棄地解消を期間内に実施でき、解消後1ヵ年以内に計画した作物を作付けできること。作付け後、3年以上肥培管理に取り組む農業経営者

【対象農地】 国頭村内の農業委員会が認定する耕作放棄地で、自己所有及び賃借権又は使用貸借権が認定されている農地であること。

【補助金額】 1アール当たり4千円(1アール未満は切り捨て)  
下限 10アール(4万円) 上限 200アール(80万円)

【実施期間】 事業決定通知の日から令和6年2月28日までに完了すること

【申込期限】 随時受付(予算の範囲内)

### 肥料価格高騰対策支援事業補助金

【事業目的】 新型コロナウイルス感染症の影響及び世界情勢の影響による肥料価格の高騰が農業者の経営に大きな負担となっている。化学肥料の低減の取組の推奨、農業経営の安定を図る。

【条件】 ①国頭村に住所又は、事務所があること  
②前年の農作物等の販売収入が50万円以上あること  
③化学肥料の使用量の低減に取り組む農家  
新規就農者については、お問合せください。

【受付期間】 令和6年2月9日(金)

【補助対象】 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに購入した肥料  
※肥料取扱い店からの購入、肥料成分の表示がある肥料

【補助額】 肥料購入額の25%以内(予算の範囲内において)

【提出物】 ①申請書  
②補助金額算定表  
③肥料の購入証明書の写し  
④土壌診断書(下記別事業にて実施します。)  
⑤暴力団排除条例に係る誓約書  
⑥その他村長が必要とする書類

【説明会】 令和5年8月9日(水)午後1時30分

### 土壌診断の無料実施

【事業目的】 化学肥料の低減を図るため、土壌診断による適正施肥量を把握することで、過剰な肥料投入を防ぎ、化学肥料の低減を図る。

【対象者】 自己所有及び賃借権又は使用貸借権が認定されている農地であること。

【説明会】 令和5年8月9日(水)午後1時30分

【申込期間】 令和5年8月18日(金)

【提出物】 ①土壌診断申込書  
②診断する箇所の土壌サンプル  
サンプル数は、最大3件とし、他農家の応募状況により、制限することもあります。

【その他】 土壌試験用のサンプルの採取方法は、説明会にて説明します。土づくり講習会の実施を予定していますので、土づくりに活用してください。